

施行者：門真市北島東第二土地区画整理事業  
 施行面積：2.3ha  
 施行期間：令和3年3月28日から令和6年3月31日まで  
 総事業費：約1,667百万円  
 減歩率：24.99%（公共1.09%）  
 計画人口：2人

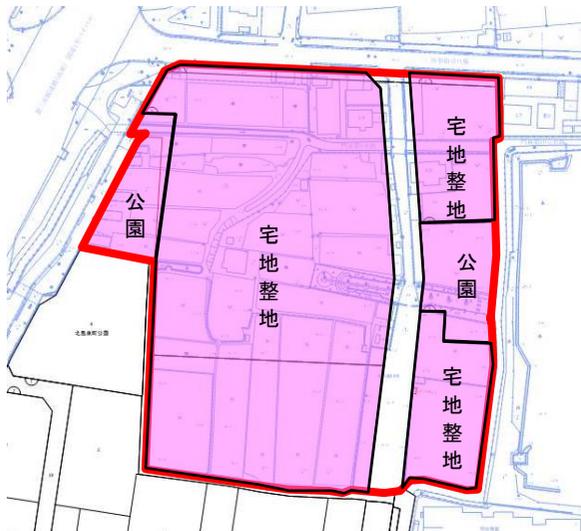
本地区は、門真市の南部に位置し、第二京阪道路の開通により交通利便性が高まったため、沿道の土地利用を含む無秩序な乱開発が懸念されている。このため土地区画整理事業の導入により健全な市街化形成を図り、第二京阪道路を活かした物流施設の誘致を促進し、魅力ある複合拠点の形成を図る。

都市計画決定：令和2年10月30日  
 組合設立認可：令和3年3月28日  
 仮換地指定：令和3年6月22日  
 換地処分：令和5年11月24日  
 組合解散認可：令和6年3月25日

▼位置図



▼設計図



▼土地利用内訳

	施行前		施行後	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
公共用地	0.45	19.50	0.47	20.50
宅地	1.85	80.50	1.83	79.50
合計	2.30	100.00	2.30	100.00

▼航空写真（施行前：平成29年頃）

